

# ブロック塀等 安全対策促進事業 助成金のごあんない

地震発生時における、避難路沿道のブロック塀等の倒壊被害を防止し、避難路の機能及び安全性を確保するため、ブロック塀等工事費用の一部を助成する制度です。

## 撤去または建替え工事費用の一部を助成します。

### 助成金額

- ①工事費用（税抜）の2/3（千円未満切捨て）
  - ②塀の延長×80,000円/メートルの2/3（千円未満切捨て）
  - ①と②のうちいずれか低い額
- ・申請前に助成対象か判断するため、市への事前相談が必要です。
  - ・各年度の予算の上限に達し次第、申請受付を終了する場合があります。



### 助成対象の方

- (1) ブロック塀等の所有者であること。  
(ただし所有者が複数の場合は、他の所有者全員の同意が必要です。)
- (2) 地方税法に規定する市税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員ではないこと。



### 助成対象の工事

- (1) 避難路<sup>\*1</sup>に面したブロック塀等<sup>\*2</sup>の除却又は建替え。
- (2) 事前調査で、危険性が認められた塀等。
- (3) 申請年度内に工事が完了すること。

※ 1 避難路 緊急輸送道路、小学校の通学路、建築基準法及び道路法上の道路

※ 2 ブロック塀等 組積造の塀（補強コンクリートブロック造の塀を含む）、万年塀

このほかにも要件がありますので、希望される方はお問合せください。

ただし、次の場合は助成対象の工事とはなりません。

- (1) 土地又は建物等の販売を目的としたもの。（新たに建設する賃貸用物件を含む）
- (2) 助成金交付決定前に工事を行ったもの。
- (3) この制度による助成金のほか、同種の助成金等の交付を受けたもの。

問合せ

都市建設部まちづくり計画課計画グループ

TEL 042-551-1952 (直通)

# 助成金交付申請手続

助成に係る申請手続の流れは次のとおりです。

## 事前相談



### 事前相談（申請者）

要件の確認

※工事契約前にご相談ください。  
契約後の申請はできません。



### 現地調査

助成対象要件の確認

## 助成金交付申請 ①



### 助成金交付申請（申請者）

#### 受付・審査



#### 助成金交付決定の通知



#### 助成金交付決定の受理

## 着手届の提出 ②



### 着手届の提出

工事業者と契約後、工事に着手し、「着手届」を提出してください。

#### 工事完了

## 完了届の提出 ③



### 完了届の提出

#### 審査



#### 助成金交付額確定の通知



#### 助成金交付額確定の受理

## 請求書の提出 ④



### 請求書の提出

#### 内容確認



#### 助成金の交付



#### 助成金の受理

## 提出書類一覧

### ① 交付申請

- ① 交付申請書
- ② 所有者が確認できる書類
- ③ 案内図及び既存のブロック塀等の配置図
- ④ 助成対象工事見積書（写し）
- ⑤ 既存ブロック塀等の簡易点検シート
- ⑥ 既存ブロック塀等の高さ、長さ及び劣化状況が確認できる写真
- ⑦ 新設する塀のチェックシート ※建替えのみ
- ⑧ 新設する塀の図面 ※建替えのみ
- ⑨ 所有者（共有者）及び土地所有者（借地の場合）の承諾書
- ⑩ 分譲マンションの場合は、規約及び決議内容が分かる書類の写し
- ⑪ 工事工程表

### ② 着手届

- ① 着手届
- ② 助成対象工事の工事契約書（写し）
- ③ 工事工程表

### ③ 完了届

- ① 完了届
- ② 助成対象工事の最終契約書（写し）
- ③ 助成対象工事の最終費用明細書
- ④ 助成対象工事費用の領収書（写し）
- ⑤ 助成対象工事の工程が分かる日付入りの写真
- ⑥ 新設する塀の写真 ※建替えのみ

### ④ 請求書

- ① 請求書
- ② 振込先口座番号と名義人名のわかるもの（通帳の写し等）

## 注意事項（詳細は、福生市ホームページ「ブロック塀の安全対策」をご覧ください。）

- 1 工事の契約前に事前相談、交付申請の手続をしてください。（工事契約後の申請はできません）
- 2 助成金交付決定通知後、申請内容に変更があった場合は変更申請手続をお願いします。
- 3 ブロック塀を新設する際は、法令等で定められた基準に適合する設置をお願いします。